

1 伝達式の日時、場所、伝達式出席予定者

- ・ 平成24年5月30日(水) 10時30分から11時10分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 178名 (受章者96名、配偶者82名)

2 勲章受章状況

(1) 受章者 1,939名

(2) 内訳

○ 元警察職員 1,927名

○ 民間 12名

国家公安委員会委員1名、県公安委員会委員長3名、交通安全協会役員3名

警備業協会役員1名、警察嘱託医2名、山岳遭難救助隊員2名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

旭日中綬章 1名

瑞宝中綬章 4名

旭日小綬章 3名

瑞宝小綬章 64名

旭日双光章 4名

瑞宝双光章 1,157名 (1,149名)

瑞宝単光章 706名 (693名)

(3) 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.4歳

春秋叙勲 78.7歳

危険業務従事者叙勲 71.0歳

公安委員会	平成24年における行政事業レビュー	平成24年5月24日
説明資料No. 2	・ 公開プロセスについて	会計課

1 行政事業レビューの経緯等

- 平成22年度から各省庁における「事業仕分けの内生化」として開始
- 各年度ごとに実施した事業を単位として、予算の支出先、用途を含めた執行状況を調査し、事業の内容や効果を点検し、その結果を予算の概算要求や執行等に反映することを目的

2 公開プロセスの実施

- 一般人が傍聴し、インターネットにおいても中継
- コーディネーターが進行し、外部有識者6名（※）が事業を評価
 - ※ コーディネーター、外部有識者のうち3名は行政刷新会議が選任
他の外部有識者3名は警察庁予算監視・効率化チームの外部有識者4名から選任
- 廃止、抜本的改善、一部改善及び現状通りのうち、最も得票数の多い選択肢が評価結果となる。
- 当庁としては、本年度初実施であり、6月15日（金）午後1時に合同庁舎2号館地下1階第7・8会議室において実施予定
 - ・ 平成22年度 1府11省で実施（21年度事業仕分け実施省庁が対象）
 - ・ 平成23年度 東日本大震災を考慮し未実施

3 公開プロセス対象事業

- ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業（交通規制課）
- インターネット・ホットライン業務（情報技術犯罪対策課）
- DNA型鑑定の実施（犯罪鑑識官）

4 その他

対象事業の選定は、警察庁予算監視・効率化チーム第13回会合（持ち回り開催予定）で決定となる。

第1 警察庁による惨事ストレス調査の主な結果

1 目的

東日本大震災災害対策業務に従事する岩手、宮城、福島の各県警察職員等のPTSD発症を防止することを目的として、平成24年1月～2月に調査を行ったもの

2 第2回調査の主な結果（平成24年1月～2月）

(1) 対象者

岩手、宮城、福島の各県警察職員等9,847人（岩手2,208人、宮城4,020人、福島3,619人）

(2) 調査方法

問診票によるPTSD傾向の測定（※）

（※）20点以上（32項目、64点満点中）をPTSD傾向（PTSDを発症していないが、その疑いがある状態）

(3) 調査結果

○ 3県の警察職員等9,847人中408人（4.1%）がPTSD傾向

○ 自宅や庁舎の崩壊等、居住環境、勤務環境の変化の大きさ、勤務内容の負担の重さを感じる者の方がPTSD傾向の割合が高い

【参考】第1回調査の主な結果（平成23年4月～5月）

(1) 対象者

岩手、宮城、福島の各県警察職員等7,750人（岩手257人（※）、宮城3,998人、福島3,495人）

（※）岩手県警察は本調査前に独自にアンケートを実施していたため、職員の負担を考慮し、本調査は教養受講者のみに実施

(2) 調査方法

第2回調査と同一の問診票によるPTSD傾向の測定及び集団教養、個別面接の実施

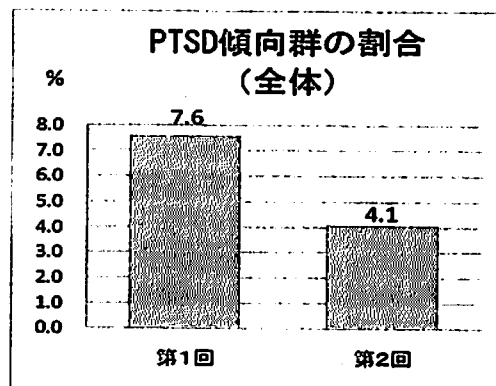
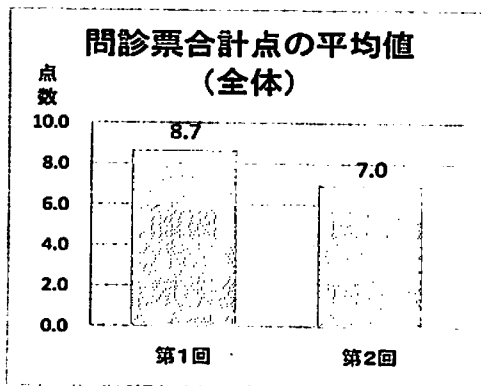
(3) 調査結果

○ 3県の警察職員等7,750人中587人（7.6%）がPTSD傾向

○ ストレス対処法等に関する集団教養（1,633人）、幹部教養（315人）及び個別面接（321人）を実施

3 3県における第1回調査結果と第2回調査結果との比較

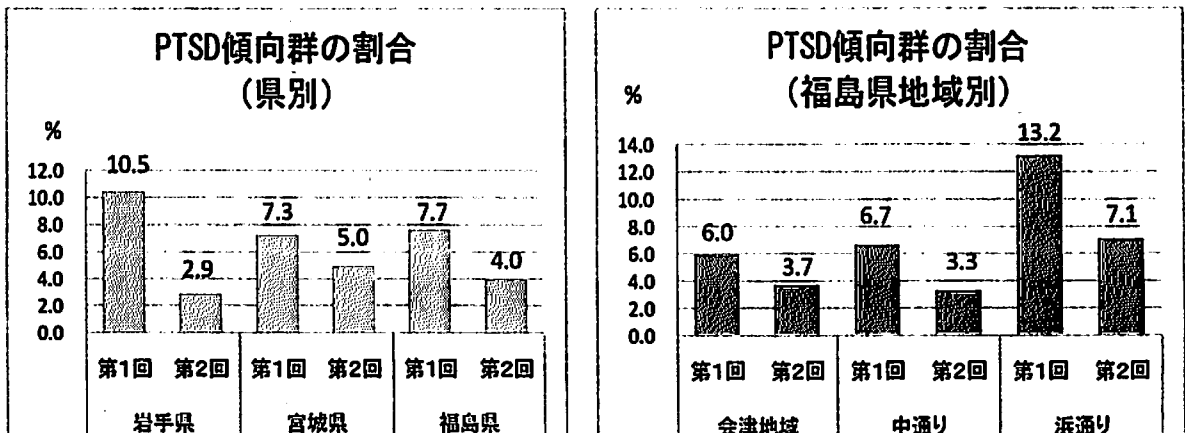
(1) 問診票合計点の平均値及びPTSD傾向群の割合



○ 問診票合計点の平均値は、第1回と比して、8.7点から7.0点に減少

○ PTSD傾向群の割合は、第1回と比して、7.6%から4.1%に減少

(2) 県別PTSD傾向群の割合及び福島県地域別PTSD傾向群の割合



- 県別PTSD傾向群の割合は、第1回と比して、3県とも減少
- 福島県地域別PTSD傾向群の割合は、第1回と比して、3地域とも減少しているが、浜通り地域では割合が高い

4 考察

- 問診票合計点の平均値及びPTSD傾向群の割合の減少の理由は、時間の経過とともにストレス反応が減少すること及び臨床心理士等による集団教養、個別面接によるものと思料
- PTSD傾向群は7.6%から4.1%へと減少しているものの、発災から6か月以上経過して発症する遅発性PTSDが懸念
- 上司や同僚とのコミュニケーションが多い職員はPTSD傾向が少なかったことから、救援活動に対するねぎらい、上司や同僚との恐怖体験の共有等が有効であると思料
- 自宅、庁舎の被災等、居住環境や勤務環境の変化の大きさ及び勤務内容の負担の重さを感じる職員にPTSD傾向の割合が高いという結果は、発災後の環境等の変化に適応しきれずにストレス反応が出ているものと思料

【参考】部隊派遣した都道府県警察による惨事ストレス対策の主な実施状況

- 被災地に派遣された職員に対し、問診票によるスクリーニングを実施
- 問診票から強いストレス反応が見受けられる職員がいたが、医師、臨床心理士又は保健師の専門家の個別面接や電話相談による継続的支援を行った結果、現在勤務に支障を来す職員についての報告はない。

第2 今後の対策

1 警察庁における対策

惨事ストレス対策に係る部外の専門家との情報交換や各都道府県警察からの惨事ストレス対策状況の実態把握を行い、大規模災害時における惨事ストレス対策を円滑に行うための部内の検討委員会を設置して検討を行い、その成果をマニュアル化する。

2 都道府県警察等に対する指導

- PTSD傾向群の職員のうち、支援が必要な者に対して、医師、臨床心理士又は保健師による継続的支援を実施すること
- PTSD傾向に至らない職員についても、遅発性PTSDや燃え尽き症候群等の可能性があることから、通常のメンタルヘルス対策に準拠した長期的支援の体制を構築すること
- 発災後の環境等の変化への適応や自身のストレス対処等を習得させるため、惨事ストレス対策の教養を実施するなど、予防対策を講じること
- 惨事ストレス対策として、上司や同僚と体験の共有を図るグループミーティング等を実施すること

公安委員会
説明資料No.4

国連人権理事会による普遍的・定期的レビュー
(UPR) 第2回政府報告について

平成24年5月24日
国際課

(略)

公安委員会 説明資料No. 5	初動警察刷新強化の取組状況及び今後の取組 について	平成24年5月24日 地域課
--------------------	------------------------------	-------------------

初動警察刷新強化については、「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について（通達）」（平成20年12月24日付け警察庁丙地発第32号ほか）に基づき、平成21年4月から推進してきたところであるが、おおむねの推進期間とされた3か年を経過したことから、その取組状況について警察庁の取組を含め検証を行い、今後の取組方針を決定したものの。

1 初動警察刷新強化のための施策

○ 警察庁の主な施策

- ・ 通信指令を中心とした初動警察刷新強化の総合的推進
- ・ 通信指令を担う人材の育成強化等
- ・ 迅速・的確な初動警察を支える情報通信の強化

○ 都道府県警察の主な施策

- ・ 意識改革の徹底
- ・ 通信指令機能の強化に関する施策
- ・ 通信指令を担う人材の育成強化等に関する施策
- ・ 初動警察における事案対応能力の強化に関する施策

2 今後の取組

警察庁及び都道府県警察とも、上記に示すような各種施策を推進した結果、相当の成果を収めたものと認められる。しかしながら、警察の生命線である初動警察に対する期待はますます高まっていることから、今後、これまでの施策の定着化を図っていく。

- (1) 「初動警察刷新強化の取組の定着化について（通達案）」の発出
- (2) 警察航空隊のあり方に関するワーキング・グループの設置（案）

資料1

資料2

資料3

(※ 資料省略)

1 経緯

- 平成24年2月以降、民主・自民・公明の三党において検討された結果、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」及び「死因究明等の推進に関する法律案」がまとめられた。
- 5月18日、衆議院内閣委員会において、両法律案を委員長提案とすることについて可決され、同月22日、衆議院本会議において議了となった。

2 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案」概要

(1) 目的 (第1条)

死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与し、もって市民生活の安全と平穏を確保すること。

(2) 死因又は身元を明らかにするための措置

ア 死体発見時の調査 (第4条)

警察署長は、死体(犯罪死体又は変死体を除く。)の外表面の調査、死体の発見場所の調査等の必要な調査を実施。

イ 検査 (第5条)

体内の状況を調査する必要があると認めるときは、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査等を実施することが可能。

ウ 解剖 (第6条)

法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、特に必要があると認めるときは、遺族の承諾を要することなく解剖を実施することが可能。

エ 身元を明らかにするための措置 (第8条)

必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の組織の一部を採取することが可能。

(3) その他

ア 関係行政機関への通報 (第9条)

イ 死体の引渡し (第10条)

ウ 施行期日 (附則第1条) 平成25年4月1日

3 「死因究明等の推進に関する法律案」概要

(1) 目的 (第1条)

死因究明及び身元確認の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進すること。

(2) 死因究明等の推進に関する基本方針 (第6条)

死因究明を行う専門的機関の全国的な整備、人材の育成及び資質の向上等を重点的に検討され、及び実施されるべき施策として規定。

(3) 死因究明等推進計画 (第7条) ・死因究明等推進会議 (第8条)

内閣府に設置された死因究明等推進会議において、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に即し、講ずべき必要な事項を定めた死因究明等推進計画を作成。

(4) その他

法律の失効 (附則第2条) 施行日から2年後に失効 (限時法) 等

1 社会資本整備重点計画について

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備事業（※）を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき定められるもの。現在、平成24年度から28年度までの5箇年を計画期間とする重点計画を策定中。

※ 道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸に関する事業（13事業）

2 重点計画の素案の概要

第1章 社会資本整備事業を巡る現状とその対応

第2章 社会資本整備のあるべき姿

第3章 計画期間における重点目標と事業の概要

第4章 計画の実効性を確保する方策

第2章では、中長期的な政策課題ごとに、各課題を解決するための事業・施策の集合体（プログラム）を記載。

第3章では、計画期間中の重点目標と、各目標ごとに実施すべき事業・施策及び指標を記載。

3 警察関連の事業・施策等

（1）事業・施策

ア 「ゾーン30」の整備(生活道路対策)	カ 事故危険箇所対策
イ 自転車利用環境の整備	キ 円滑化対策
ウ 歩行空間のバリアフリー化	ク 交通安全施設等の戦略的維持管理
エ 歩車分離式信号の整備	ケ 災害に備えた道路交通環境の整備
オ 信号機の高度化等	

（2）指標（現行の重点計画とほぼ同様）

ア 死傷事故の抑止件数【H28年度末までに約3万5千件/年抑止】

イ 通過時間の短縮【H28年度末までに約9千万人時間/年短縮】

ウ CO₂の排出抑止【H28年度末までに約18万t-CO₂/年抑止】

等

4 今後の手続

- （1）国家公安委員会、農水大臣及び国交大臣による意見聴取等
国民に対するパブリックコメント及び都道府県からの意見聴取
- （2）重点計画の閣議決定及び公表